

平成 20 年度

農林水産情報交流ネットワーク事業 全国アンケート調査

事故米に関する農林水産省の取組についての 意識・意向調査結果（第 1 回）

この調査は、平成 20 年 11 月上旬から中旬に、農林水産情報交流ネットワーク事業の全モニター 8,000 名（消費者モニター 1,500 名、農業者モニター 2,500 名、林業者モニター 500 名、漁業者モニター 1,000 名、流通加工業者モニター 2,500 名）に対して実施し、消費者モニター 1,198 名、農業者モニター 1,548 名、林業者モニター 364 名、漁業者モニター 611 名、流通加工業者モニター 1,673 名の計 5,394 名から回答を得た結果である。

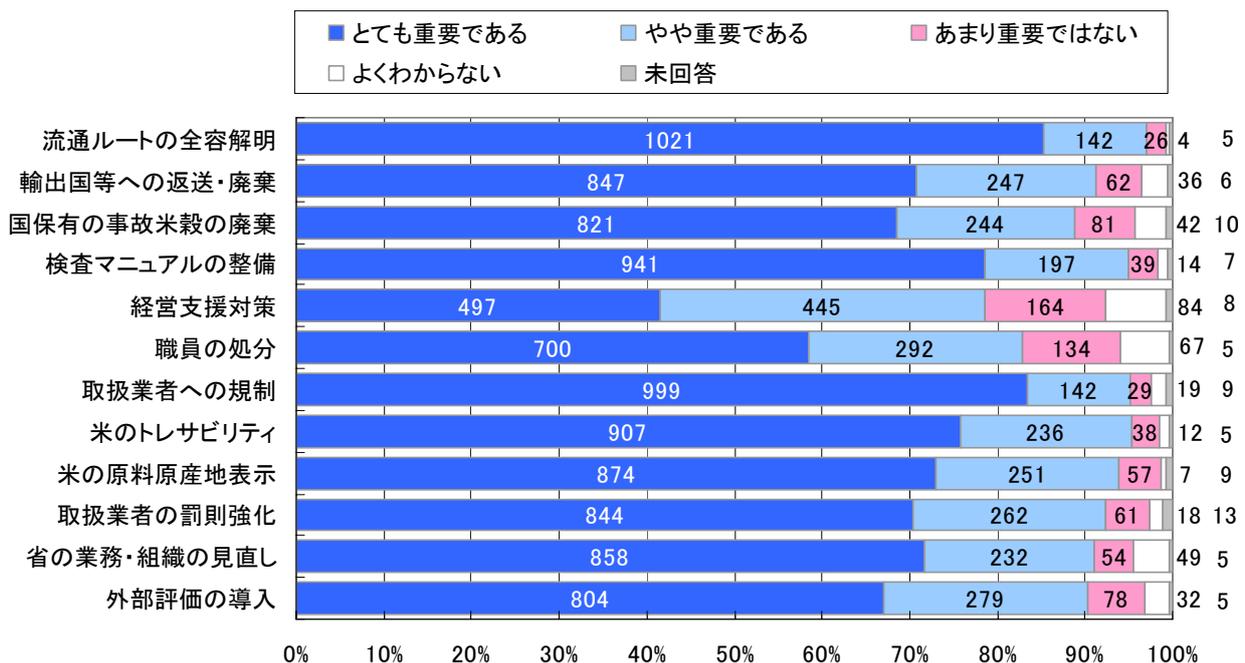
【調査結果の概要】

1 消費者モニター（回答者数 1,198 名）

（1）事故米に関する農林水産省の取組の重要度

事故米に関する農林水産省の取組については、いずれの課題も重要視されており、特に、消費者モニターが「重要である」とした課題とその回答率は、「流通ルートの全容解明」が 97%、「取扱業者への規制」が 96%、「米のトレサビリティ」が 96%、「検査マニュアルの整備」が 96%であった。

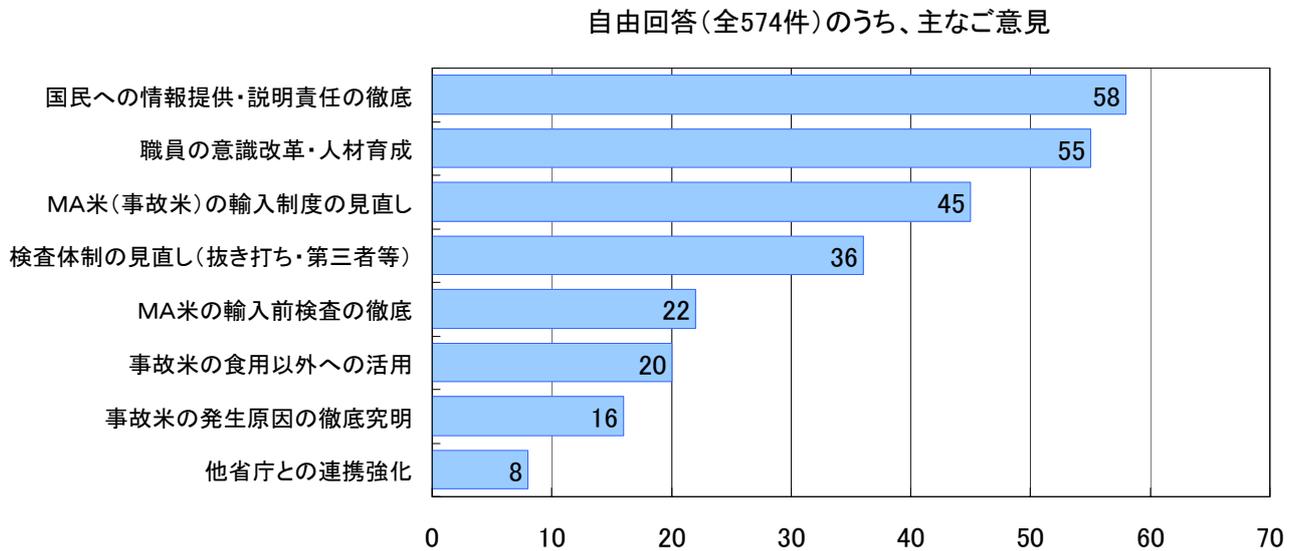
図 1 事故米に関する農林水産省の取組の重要度



(2) 事故米に関する取組へのその他の要望

今回調査を行った課題以外に、消費者モニターからの具体的な要望として、「国民への情報提供・説明責任の徹底」(10%)、「職員の意識改革・人材育成」(10%)、「MA米(事故米)の輸入制度の見直し」(8%)、「検査体制の見直し(抜き打ち・第三者等)」(6%)などがあげられた。

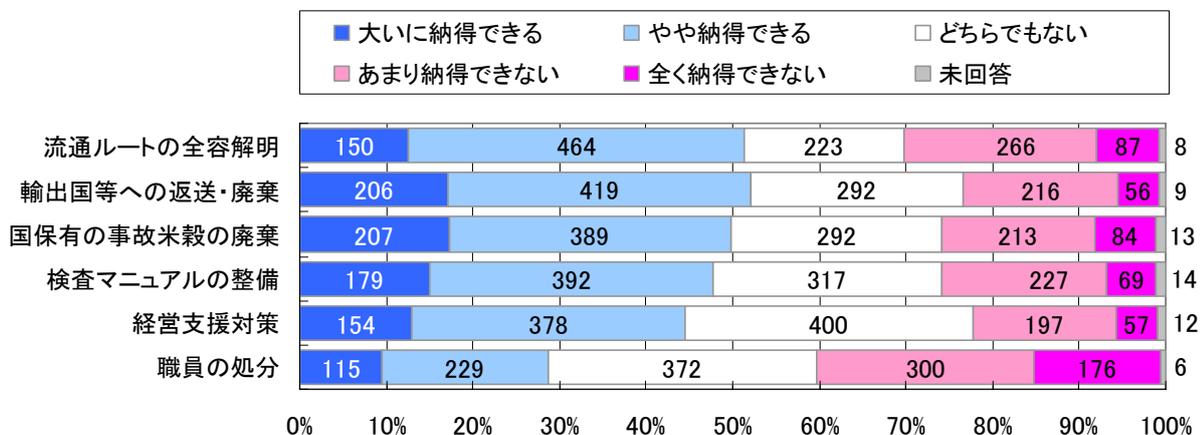
図2 事故米に関する取組へのその他の要望



(3) 事故米に関する農林水産省の取組の中間的総括に対する評価

事故米に関する農林水産省の取組への消費者モニターの評価は、ほとんどの課題について「納得できる」とする回答が5割近くを占めたものの、「納得できない」とする回答も2割を超えた。ただし、「職員の処分」については、「納得できない」とする回答が約4割を占め、「納得できる」とする回答を上回った。

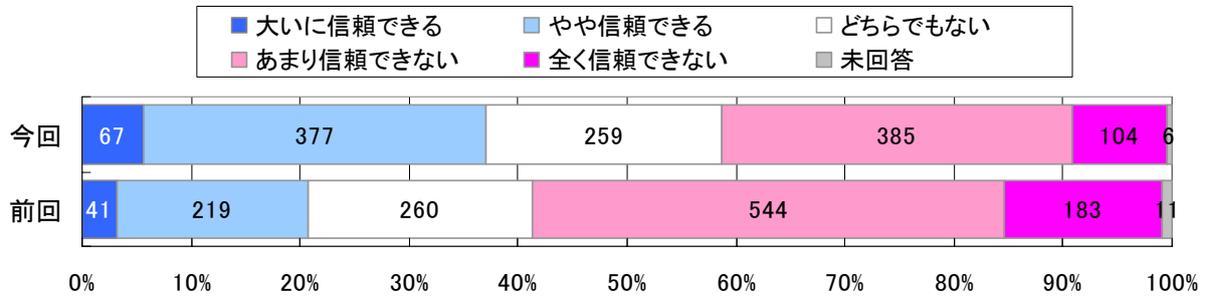
図3 事故米に関する農林水産省の取組の中間的総括に対する評価



(4) 「消費者が安全な食料を安心して購入・消費できる」ための農林水産省の取組

「消費者が安全な食料を安心して購入・消費できる」ための農林水産省の取組に対する消費者モニターの評価は、「信頼できる」が37%に対し、「信頼できない」が41%となった。また、これを指数化した信頼度は48となり、前回調査の37を上回る結果となった。

図4 「消費者が安全な食料を安心して購入・消費できる」ための農林水産省の取組



<参考>

当省の取組に対する信頼度 **48** (前回※ 37)

信頼度: 「大いに信頼できる」を100点、「やや信頼できる」を75点、「どちらでもない」を50点、「あまり信頼できない」を25点、「全く信頼できない」を0点と得点化したときの平均値

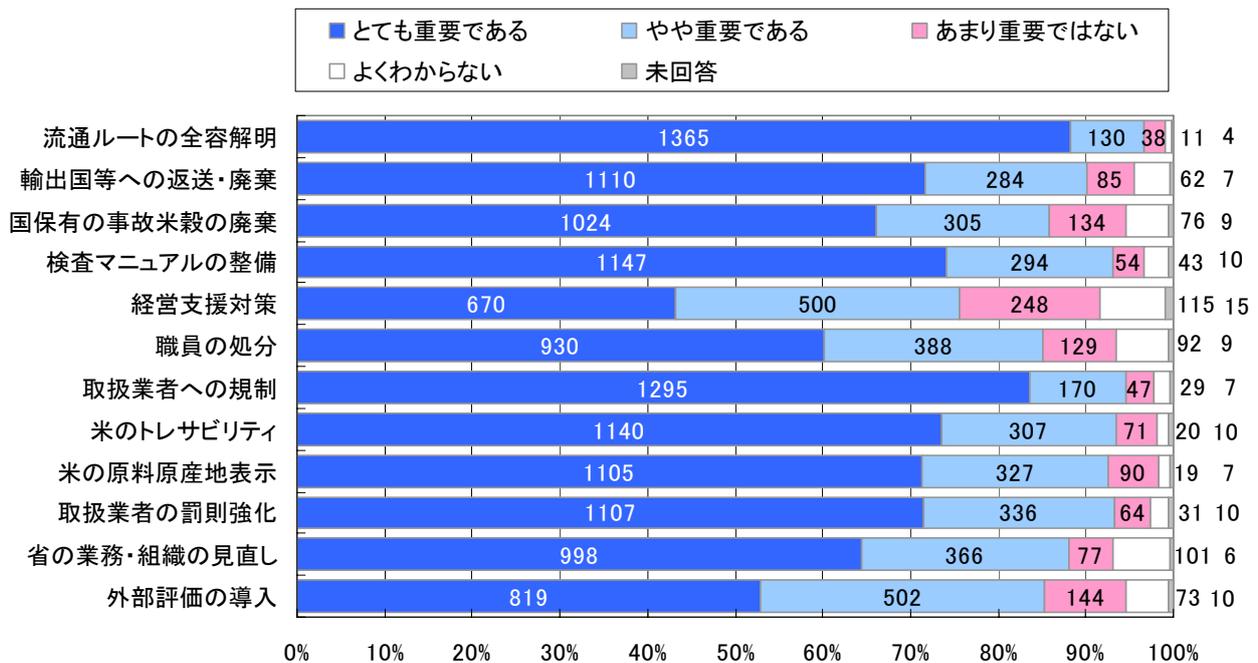
※ 平成20年度農林水産情報交流ネットワーク事業 全国アンケート調査
「農林水産省の役割に対する期待と評価に関する意識・意向調査」(平成20年11月28日公表)

2 農業者モニター（回答者数 1,548 名）

（1）事故米に関する農林水産省の取組の重要度

事故米に関する農林水産省の取組については、いずれの課題も重要視されており、特に、農業者モニターが「重要である」とした課題とその回答率は、「流通ルートの全容解明」が97%、「取扱業者への規制」が95%、「米のトレサビリティ」が94%、「取扱業者の罰則強化」が94%であった。

図5 事故米に関する農林水産省の取組の重要度

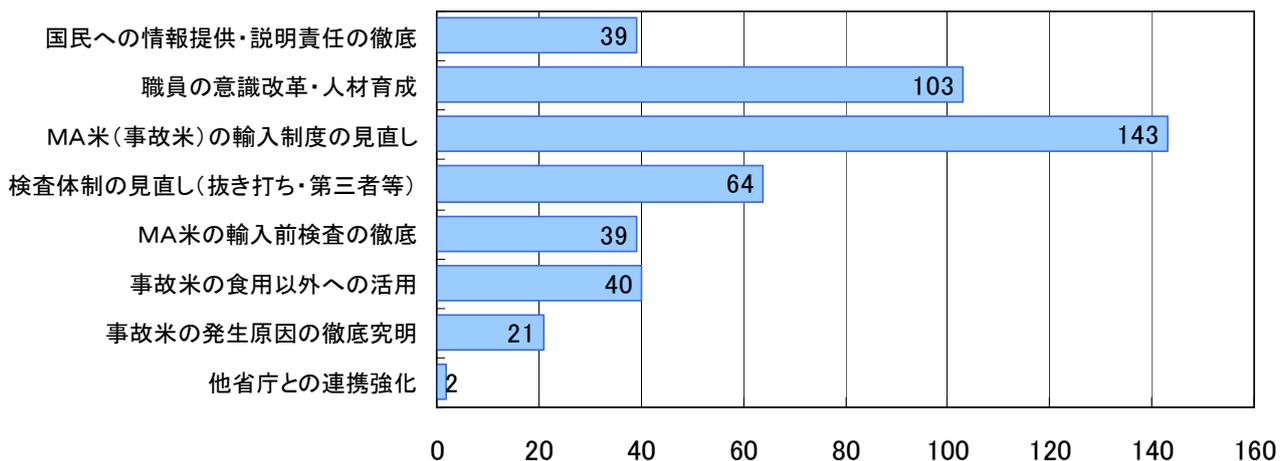


（2）事故米に関する取組へのその他の要望

今回調査を行った課題以外に、農業者モニターからの具体的な要望として、「MA米（事故米）の輸入制度の見直し」（22%）、「職員の意識改革・人材育成」（16%）、「検査体制の見直し（抜き打ち・第三者等）」（10%）、「事故米の食用以外への活用」（6%）などがあげられた。

図6 事故米に関する取組へのその他の要望

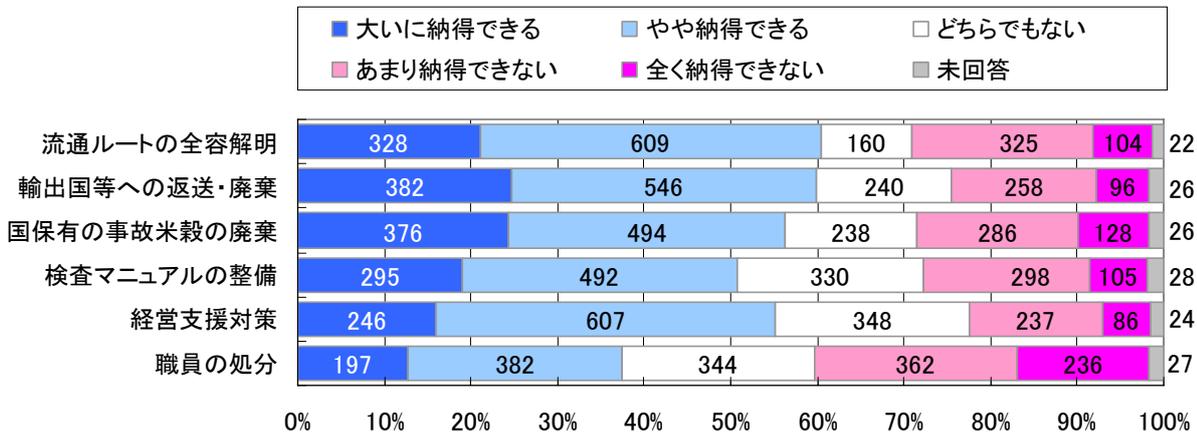
自由回答(全644件)のうち、主なご意見



(3) 事故米に関する農林水産省の取組の中間的総括に対する評価

事故米に関する農林水産省の取組への農業者モニターの評価は、ほとんどの課題について「納得できる」とする回答が5割以上を占めたものの、「納得できない」とする回答も2割を超えた。ただし、「職員の処分」については、「納得できない」とする回答が約4割を占め、「納得できる」とする回答を上回った。

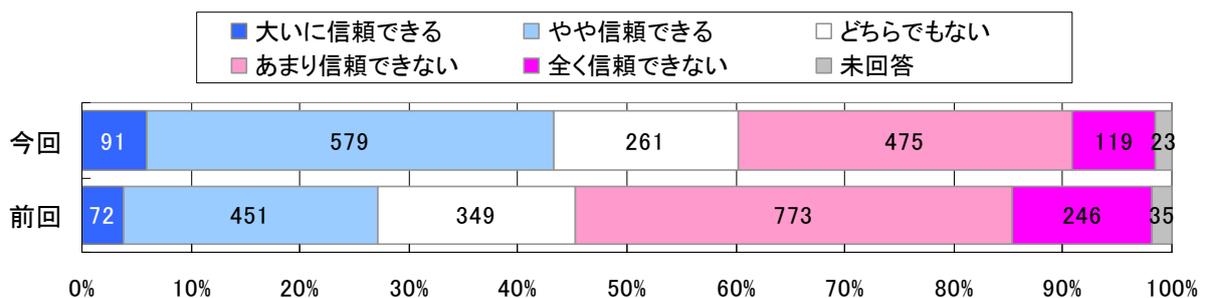
図7 事故米に関する農林水産省の取組の中間的総括に対する評価



(4) 「消費者が安全な食料を安心して購入・消費できる」ための農林水産省の取組

「消費者が安全な食料を安心して購入・消費できる」ための農林水産省の取組に対する農業者モニターの評価は、「信頼できる」が44%に対し、「信頼できない」が39%となった。また、これを指数化した信頼度は50となり、前回調査の40を上回る結果となった。

図8 「消費者が安全な食料を安心して購入・消費できる」ための農林水産省の取組



<参考>

当省の取組に対する信頼度 **50** (前回※ 40)

信頼度: 「大いに信頼できる」を100点、「やや信頼できる」を75点、「どちらでもない」を50点、「あまり信頼できない」を25点、「全く信頼できない」を0点と得点化したときの平均値

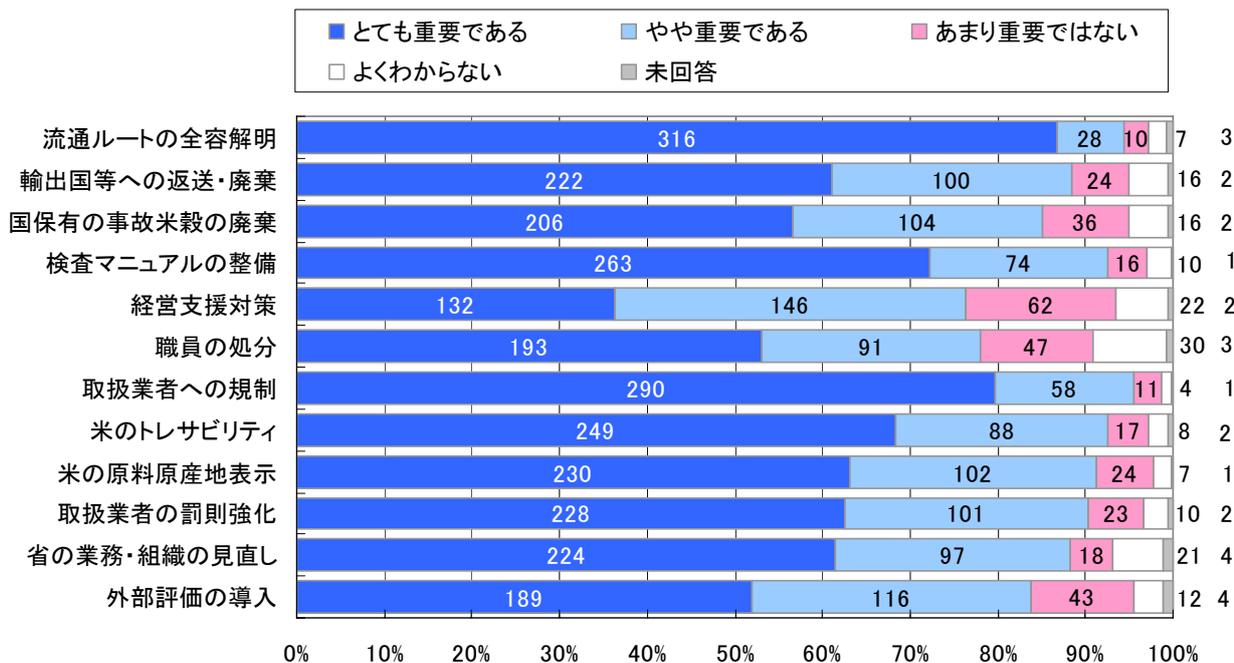
※ 平成20年度農林水産情報交流ネットワーク事業 全国アンケート調査
「農林水産省の役割に対する期待と評価に関する意識・意向調査」(平成20年11月28日公表)

3 林業者モニター（回答者数 364 名）

（1）事故米に関する農林水産省の取組の重要度

事故米に関する農林水産省の取組については、いずれの課題も重要視されており、特に、林業者モニターが「重要である」とした課題とその回答率は、「取扱業者への規制」が96%、「流通ルートの全容解明」が95%、「米のトレサビリティ」が93%、「検査マニュアルの整備」が93%であった。

図9 事故米に関する農林水産省の取組の重要度

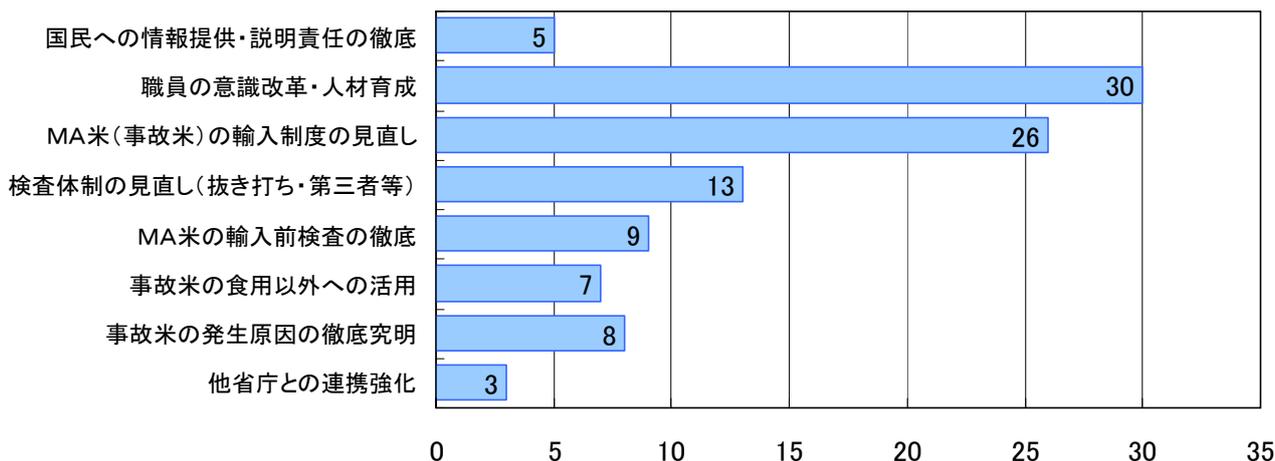


（2）事故米に関する取組へのその他の要望

今回調査を行った課題以外に、林業者モニターからの具体的な要望として、「職員の意識改革・人材育成」(20%)、「MA米（事故米）の輸入制度の見直し」(17%)、「検査体制の見直し（抜き打ち・第三者等）」(9%)、「MA米の輸入前検査の徹底」(6%)などがあげられた。

図10 事故米に関する取組へのその他の要望

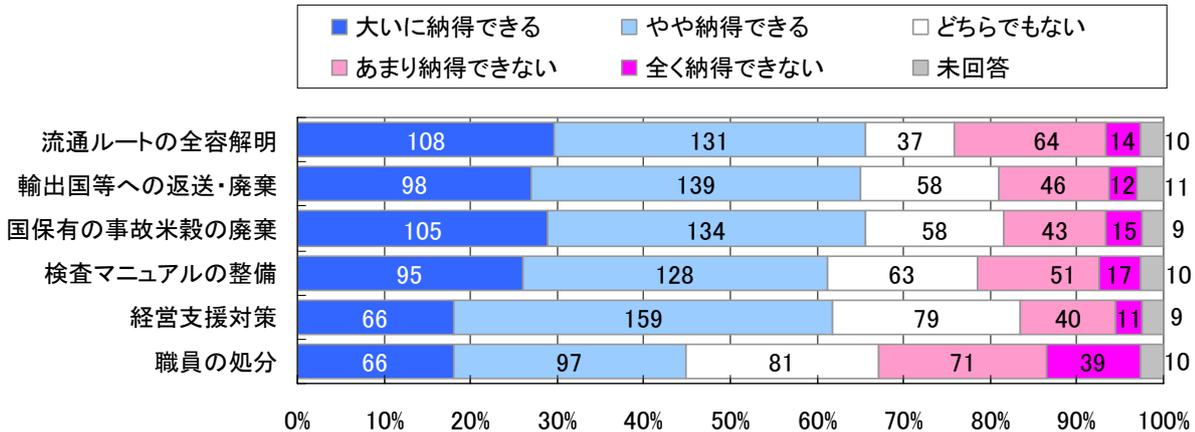
自由回答(全149件)のうち、主なご意見



(3) 事故米に関する農林水産省の取組の中間的総括に対する評価

事故米に関する農林水産省の取組への林業者モニターの評価は、ほとんどの課題について「納得できる」とする回答が6割以上を占め、「納得できない」とする回答は約2割であった。ただし、「職員の処分」については、「納得できない」とする回答が3割を超えた。

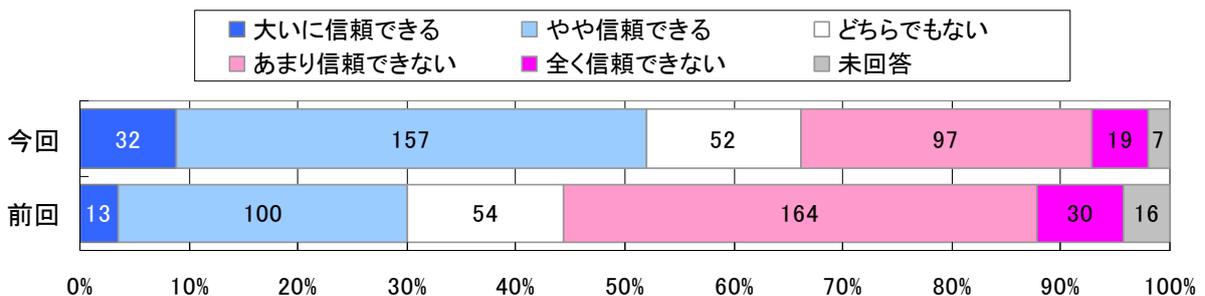
図 11 事故米に関する農林水産省の取組の中間的総括に対する評価



(4) 「消費者が安全な食料を安心して購入・消費できる」ための農林水産省の取組

「消費者が安全な食料を安心して購入・消費できる」ための農林水産省の取組に対する林業者モニターの評価は、「信頼できる」が53%に対し、「信頼できない」が32%となった。また、これを指数化した信頼度は55となり、前回調査の41を上回る結果となった。

図 12 「消費者が安全な食料を安心して購入・消費できる」ための農林水産省の取組



<参考>

当省の取組に対する信頼度 **55** (前回※ 41)

信頼度: 「大いに信頼できる」を100点、「やや信頼できる」を75点、「どちらでもない」を50点、「あまり信頼できない」を25点、「全く信頼できない」を0点と得点化したときの平均値

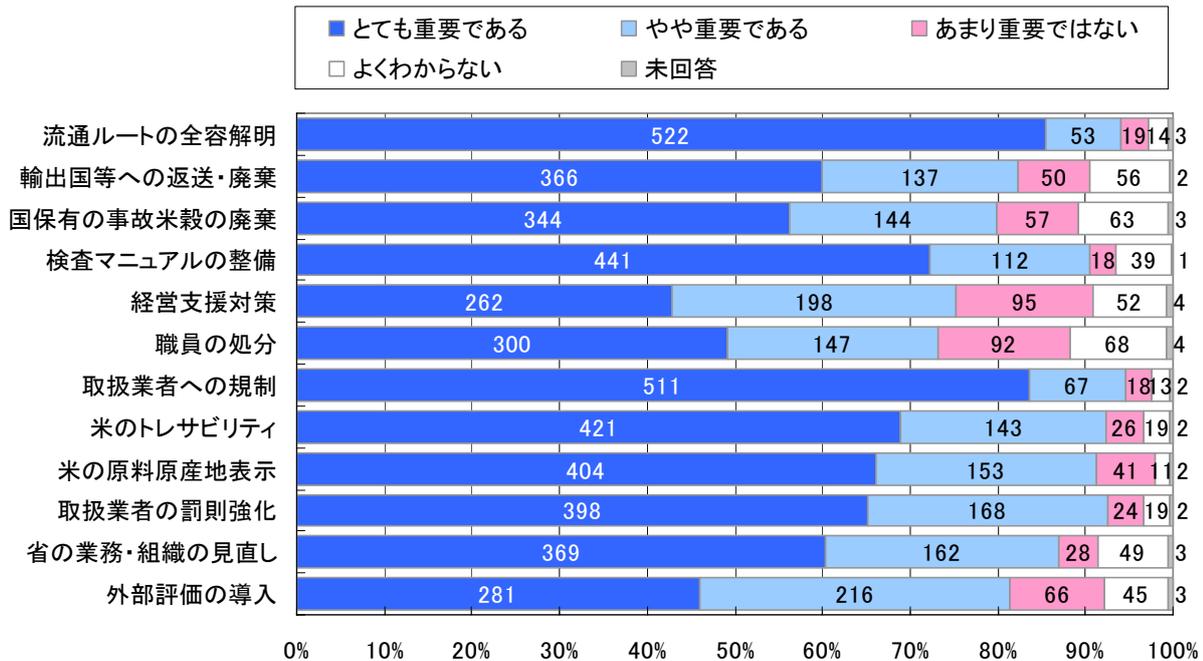
※ 平成20年度農林水産情報交流ネットワーク事業 全国アンケート調査
「農林水産省の役割に対する期待と評価に関する意識・意向調査」(平成20年11月28日公表)

4 漁業者モニター（回答者数 611 名）

（1）事故米に関する農林水産省の取組の重要度

事故米に関する農林水産省の取組については、いずれの課題も重要視されており、特に、漁業者モニターが「重要である」とした課題とその回答率は、「取扱業者への規制」が95%、「流通ルートの全容解明」が95%、「取扱業者の罰則強化」が93%、「米のトレサビリティ」が93%であった。

図 13 事故米に関する農林水産省の取組の重要度

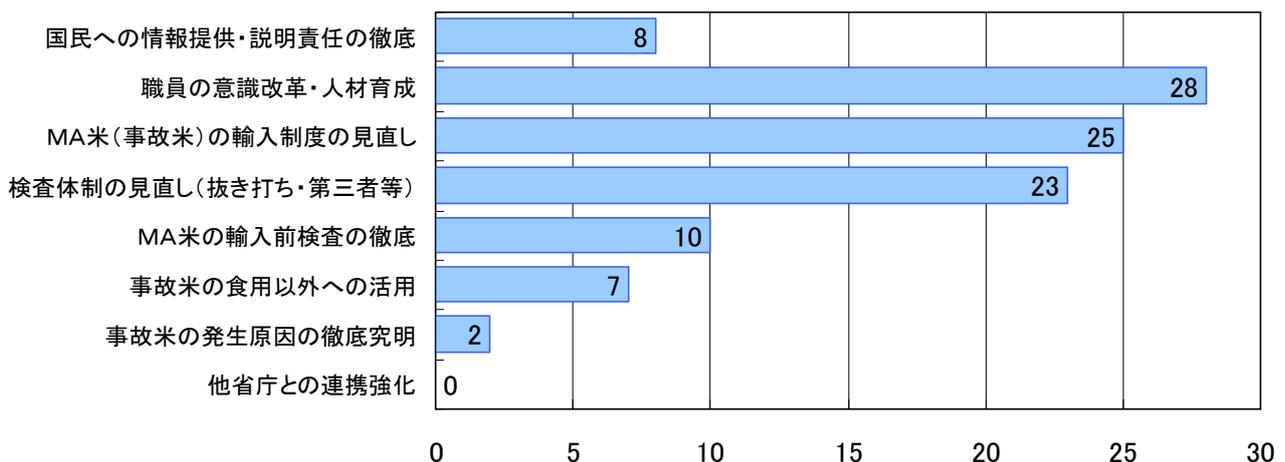


（2）事故米に関する取組へのその他の要望

今回調査を行った課題以外に、漁業者モニターからの具体的な要望として、「職員の意識改革・人材育成」(17%)、「MA米（事故米）の輸入制度の見直し」(15%)、「検査体制の見直し（抜き打ち・第三者等）」(14%)、「MA米の輸入前検査の徹底」(6%)などがあげられた。

図 14 事故米に関する取組へのその他の要望

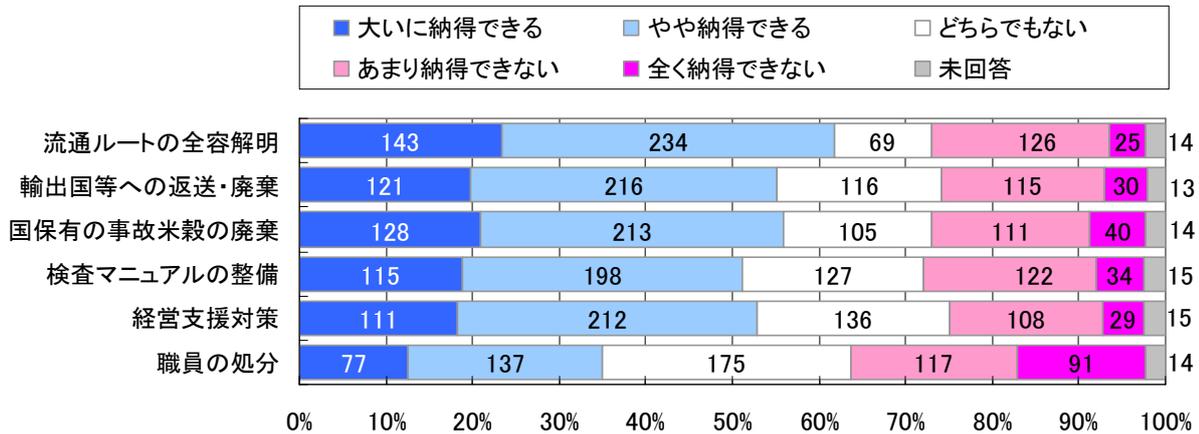
自由回答(全169件)のうち、主なご意見



(3) 事故米に関する農林水産省の取組の中間的総括に対する評価

事故米に関する農林水産省の取組への漁業者モニターの評価は、ほとんどの課題について「納得できる」とする回答が5割を超えたものの、「納得できない」とする回答も2割を超えた。ただし、「職員の処分」については、「納得できない」とする回答が3割を超えた。

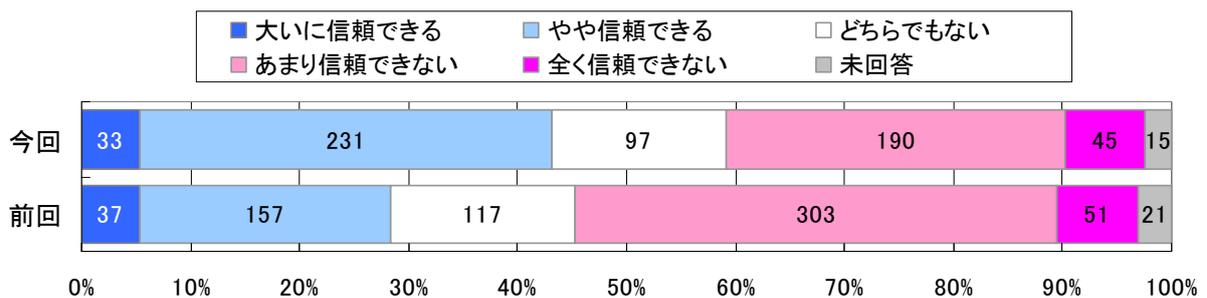
図 15 事故米に関する農林水産省の取組の中間的総括に対する評価



(4) 「消費者が安全な食料を安心して購入・消費できる」ための農林水産省の取組

「消費者が安全な食料を安心して購入・消費できる」ための農林水産省の取組に対する漁業者モニターの評価は、「信頼できる」が44%に対し、「信頼できない」が39%となった。また、これを指数化した信頼度は49となり、前回調査の42を上回る結果となった。

図 16 「消費者が安全な食料を安心して購入・消費できる」ための農林水産省の取組



<参考>

当省の取組に対する信頼度 **49** (前回※ 42)

信頼度: 「大いに信頼できる」を100点、「やや信頼できる」を75点、「どちらでもない」を50点、「あまり信頼できない」を25点、「全く信頼できない」を0点と得点化したときの平均値

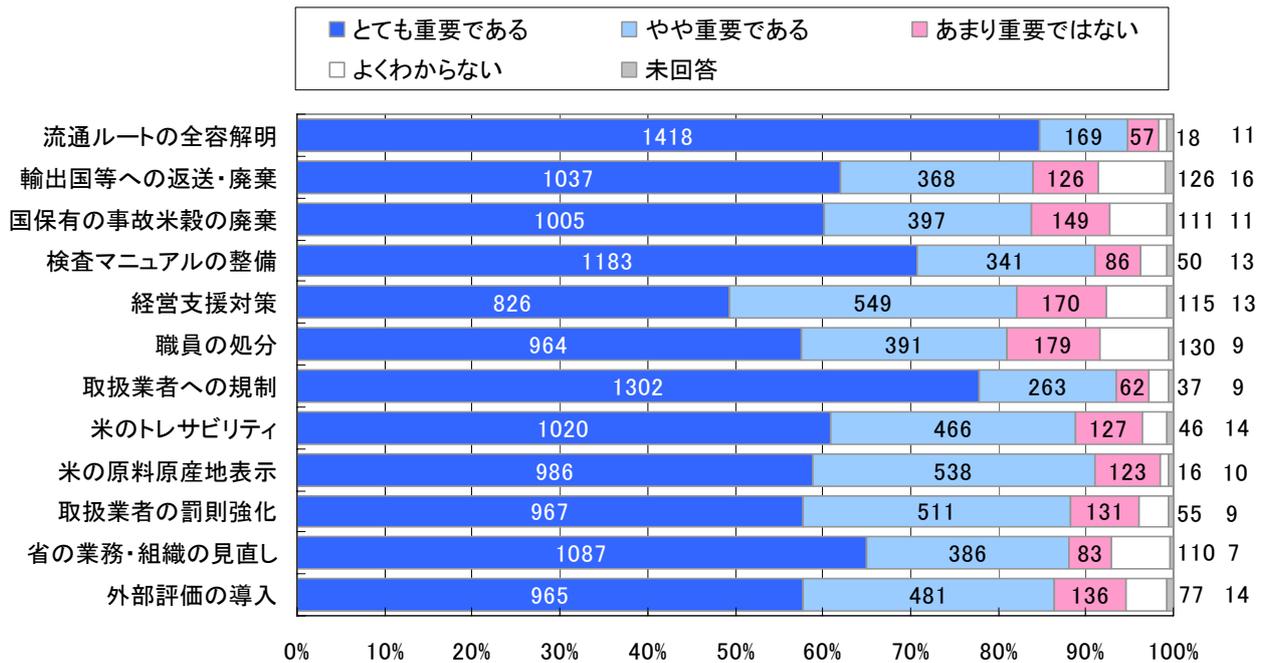
※ 平成20年度農林水産情報交流ネットワーク事業 全国アンケート調査
「農林水産省の役割に対する期待と評価に関する意識・意向調査」(平成20年11月28日公表)

5 流通加工業者モニター（回答者数 1,673 名）

（1）事故米に関する農林水産省の取組の重要度

事故米に関する農林水産省の取組については、いずれの課題も重要視されており、特に、流通加工業者モニターが「重要である」とした課題とその回答率は、「流通ルート
の全容解明」が 95%、「取扱業者への規制」が 94%、「検査マニュアルの整備」が 92%、
「米の原料原産地表示」が 92%であった。

図 17 事故米に関する農林水産省の取組の重要度

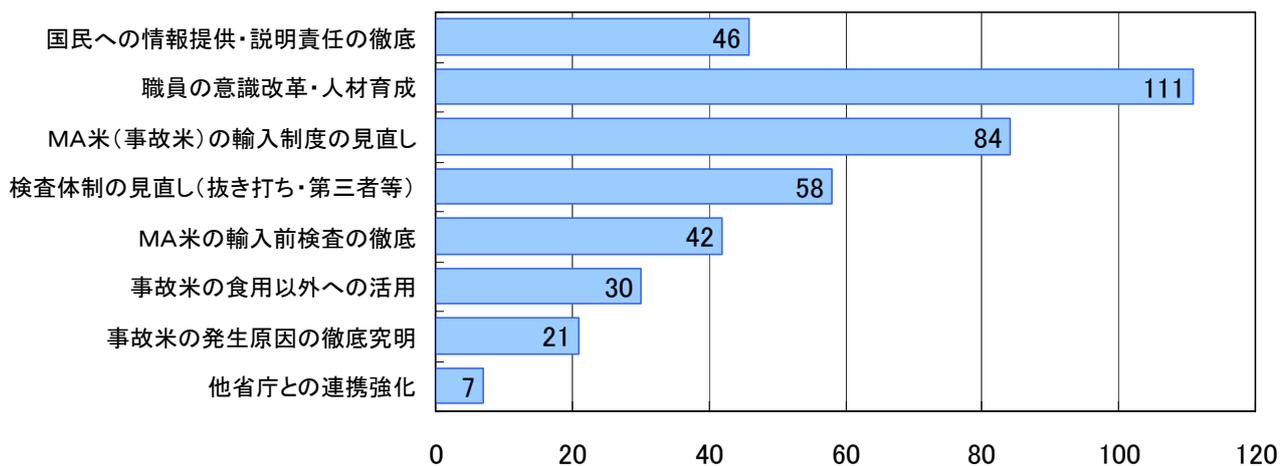


（2）事故米に関する取組へのその他の要望

今回調査を行った課題以外に、流通加工業者モニターからの具体的な要望として、「職員の意識改革・人材育成」(22%)、「MA米（事故米）の輸入制度の見直し」(17%)、「検査体制の見直し（抜き打ち・第三者等）」(11%)、「国民への情報提供・説明責任の徹底」(9%)などがあげられた。

図 18 事故米に関する取組へのその他の要望

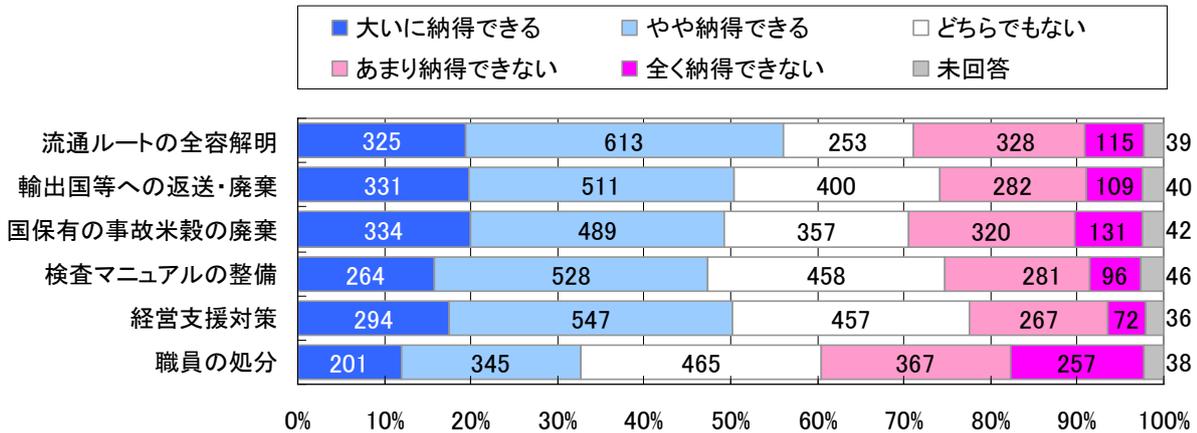
自由回答(全508件)のうち、主なご意見



(3) 事故米に関する農林水産省の取組の中間的総括に対する評価

事故米に関する農林水産省の取組への流通加工業者モニターの評価は、ほとんどの課題について「納得できる」とする回答が5割近くを占めたものの、「納得できない」とする回答も2割を超えた。ただし、「職員の処分」については、「納得できない」とする回答が4割近くを占め、「納得できる」とする回答を上回った。

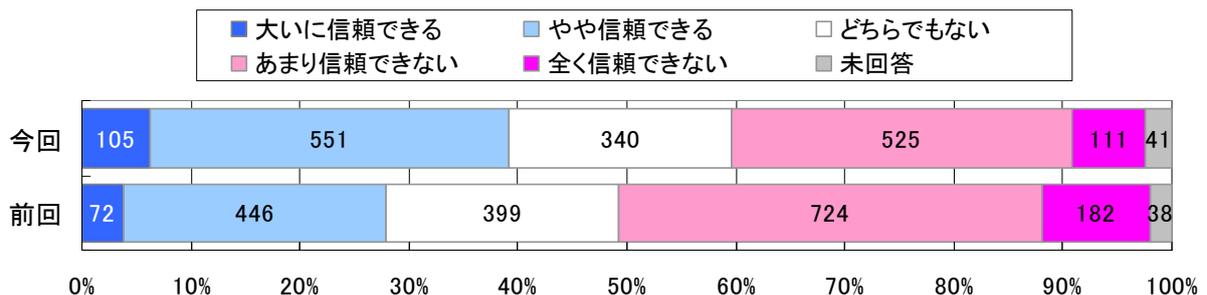
図 19 事故米に関する農林水産省の取組の中間的総括に対する評価



(4) 「消費者が安全な食料を安心して購入・消費できる」ための農林水産省の取組

「消費者が安全な食料を安心して購入・消費できる」ための農林水産省の取組に対する流通加工業者モニターの評価は、「信頼できる」が40%に対し、「信頼できない」が39%となった。また、これを指数化した信頼度は49となり、前回調査の42を上回る結果となった。

図 20 「消費者が安全な食料を安心して購入・消費できる」ための農林水産省の取組



<参考>

当省の取組に対する信頼度 **49** (前回※ 42)

信頼度: 「大いに信頼できる」を100点、「やや信頼できる」を75点、「どちらでもない」を50点、「あまり信頼できない」を25点、「全く信頼できない」を0点と得点化したときの平均値

※ 平成20年度農林水産情報交流ネットワーク事業 全国アンケート調査
「農林水産省の役割に対する期待と評価に関する意識・意向調査」(平成20年11月28日公表)

【調査項目】

問 1 あなたは、事故米に関する農林水産省の取組について、どのようなことを重要視していますか。(1)から(12)に掲げる課題について、あなたのお考えにもっとも近いと思われるものをそれぞれ1つずつお選びください。

「とても重要である」「やや重要である」「あまり重要ではない」「よくわからない」の中から1つ選択

- (1) 流通ルートの全容解明について（[流通ルートの全容解明](#)）
- (2) 事故米麦の輸出国等への返送・廃棄を行うための手続きについて（[輸出国等への返送・廃棄](#)）
- (3) 国が保有する事故米穀の廃棄処分について（[国保有の事故米穀の廃棄](#)）
- (4) 米流通に関する検査マニュアルの整備について（[検査マニュアルの整備](#)）
- (5) 善意の関連事業者への回収費用等に対する経営支援対策について（[経営支援対策](#)）
- (6) 農林水産省職員の処分について（[職員の処分](#)）
- (7) 米の取扱業者に関する規制のあり方(悪質業者に米を扱わせないようにする方法)について（[取扱業者への規制](#)）
- (8) 米のトレサビリティ(米の取扱業者に対する仕入れ・加工・販売等の記録・報告の義務付け)について（[米のトレサビリティ](#)）
- (9) 米の原料原産地表示について（[米の原料原産地表示](#)）
- (10) 米の取扱業者に対する罰則の強化について（[取扱業者の罰則強化](#)）
- (11) 農林水産省の業務・組織の見直しについて（[省の業務・組織の見直し](#)）
- (12) 省外の方々からのご意見や外部評価を導入することについて（[外部評価の導入](#)）

問 2 今回の事故米に関する取組として、問 1 の(1)から(12)に掲げている課題以外に、具体的なご要望がありましたら、ご自由にお書きください。(自由回答)

問 3 あなたは、事故米に関する農林水産省の取組の中間的総括について、どのように評価しますか。(1)から(6)に掲げる取組について、あなたのお考えにもっとも近いと思われるものそれぞれ1つずつお選びください。

「大いに納得できる」「やや納得できる」「どちらでもない」「あまり納得できない」「全く納得できない」の中から1つ選択

- (1) 流通ルートの全容解明について（[流通ルートの全容解明](#)）
- (2) 事故米麦の輸出国等への返送・廃棄を行うための手続きについて（[輸出国等への返送・廃棄](#)）
- (3) 国が保有する事故米穀の廃棄処分について（[国保有の事故米穀の廃棄](#)）
- (4) 米流通に関する検査マニュアルの整備について（[検査マニュアルの整備](#)）
- (5) 善意の関連事業者への回収費用等に対する経営支援対策について（[経営支援対策](#)）
- (6) 農林水産省職員の処分について（[職員の処分](#)）

問 4 あなたは、「消費者が安全な食料を安心して購入・消費できる」ための農林水産省の取組について、どのように評価しますか。あなたのお考えにもっとも近いと思われるものを1つだけお選びください

「大いに信頼できる」「やや信頼できる」「どちらでもない」「あまり信頼できない」「全く信頼できない」の中から1つ選択

【利用上の注意】

1 調査の内容

本調査は、事故米に関する農林水産省の取組について、消費者、生産者（農業者、林業者、漁業者）及び流通加工業者が、どのような意識を持たれているかを把握したものである。

2 調査対象

消費者、生産者（農業者、林業者、漁業者）及び流通加工業者の意識・意向等を迅速に把握して農林水産行政に反映させること等を目的とした「農林水産情報交流ネットワーク事業」において、全国に配置している情報交流モニターを対象とした。

3 実施時期

平成 20 年 11 月上旬～中旬

4 調査方法

農林水産省大臣官房情報評価課からのオンライン調査（主に消費者モニター）及び郵送調査（消費者モニター以外）により実施した。

なお、オンライン調査とは、調査対象の情報交流モニター等が、本調査用ホームページに接続して、回答することにより行うものである。

5 調査票の回収率等

対象者数 (名)	回答者数 (名)	回収率 (%)
8,000	5,394	67.4

6 回答者の属性及び回答者数

(1) 消費者モニター（1,500名中）

年齢階層	回答者数	男性	女性
合計	1,198名	530名	668名
20代	128名	59名	69名
30代	237名	99名	138名
40代	217名	88名	129名
50～64歳	343名	156名	187名
65歳以上	273名	128名	145名

(2) 農業者モニター (2,500名中)

経営部門	回答者数
合計	1,548名
稲作	456名
野菜	384名
果樹	202名
畜産	245名
その他	261名

(3) 林業者モニター (500名中)

保有山林面積規模	回答者数
合計	364名
50ha未満	122名
50~100ha	150名
100ha以上	92名

(4) 漁業者モニター (1,000名中)

経営区分	回答者数
合計	611名
沿岸漁業	451名
沖合・遠洋漁業	30名
海面養殖業	130名

(5) 流通加工業者モニター (2,500名中)

業種	回答者数
合計	1,673名
食品製造業	334名
食品卸売業	366名
食品小売業	346名
外食産業	351名
木材関係	276名

連絡先

農林水産省 大臣官房 情報評価課 業務第2班

電話(代表) 03(3502)8111 内線 3256

(直通) 03(3502)8047

この資料は、農林水産省ホームページ【<http://www.maff.go.jp/>】の右側の「統計情報 ≫ 各種調査結果 ≫ 意識・意向調査」からご覧いただけます。